

令和元年度第8回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和元年10月10日(木)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前9時00分	閉会時間	午前10時00分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	岩 田 正	6 番	天 崎 直 幸
	2 番	浅 田 昭 弥	7 番	稲 田 洋 子
	3 番	加 藤 幸 児	8 番	吉 川 保
	4 番	絹 谷 澄 雄	9 番	奥 迫 静 子
	5 番	内 田 章 久	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	梅 林 剛	多 里	糸 田 川 啓
	山 上	青 戸 勝 美	石 見	田 邊 智 寛
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	阿毘縁	足 立 進 也	福 栄	福 田 英 夫
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	番			
議事録署名委員	3 番	加 藤 幸 児	4 番	絹 谷 澄 雄
出席した職員	事務局長	松 本 道 博	主 幹	石 倉 嘉 寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	中山間地域等直接支払制度 第5期対策(令和2年度~6年度)
報告第2号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第3号	農業経営改善計画の認定の報告について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定における申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
6. 協 議 事 項	
協議事項1	移動農地銀行の開催について
協議事項2	農用地利用意向調査の実施について
協議事項3	視察研修(県内研修)について

7. そ の 他		
8. 閉 会		
開 会	議 長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、第8回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	先日、日南町制施行60周年記念式典が催行され、我々農業委員、農地最適化推進委員そろって、参加させて頂きました。60年前と言いますと、人口も17,000人もいて、私は高校生で8時の汽車には、バスが8路線あり通勤・通学の乗客を車掌が抱え込むほどの人がバス利用していました。農業もまだ、減反政策も始まっていない時代でした。その後、田中総理の列島改造論に始まり今日より明日が良くなるという時代に入りバブルの到来となって、それからは皆さんと一緒に今の時代を生きています。そこで、町政60周年を機に、過去の良し悪しを論ずるのでは無くして、これから10年先の日南農業の目標とする姿を語る会を立ち上げたいと考えます。まず初めにこの農業委員会の若い人達を中心にして、ここ、数回の会合をもち、そして全体会合で取りまとめ、農業委員会の考えとして外へ提言としたいと思います。まず、第1回を本日より踏み出したいと思いますのでご協力をお願い致します。
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、3番加藤幸児委員、4番絹谷澄雄委員を指名した。
報告第1号	議 長	報告第1号中山間地域等直接支払制度 第5期対策について農林課お願いします。
	岡 本 主 事	<p>農林課、中山間地支払担当の岡本です。来年度からの中山間地支払制度の主な変更の概要等をお伝えします。本日皆様にお配りしています事前資料の1ページ以降、順に説明します。この内容については去る10月1日に各集落協定の代表の方を対象に説明会を開催しました。この事項については、現在、農林水産省からの予算要求の段階という事で、今後の予算交渉の中で今回報告する事項に変更が生じる可能性がある事をご了承ください。本日の資料の1、2ページですが、今年度までの第4期対策の評価について説明されています。この中山間直接支払制度ですが、平成12年から始まって、今年度が20年目、第4期の最終年度になっています。これまで耕作放棄地の防止であったり、所得の向上であったり、この制度によってさまざまなメリットもありました。しかながら、現在の高齢化や人口減少に伴って、新たな課題に合わせた制度変更の必要性も求められています。</p> <p>2ページに今後の課題、制度見直し内容について大まかに記載されています。順を追って説明しますので資料をご覧ください。3ページですが、来年度の主な事業の概要です。これまで中山間は、田や畑といった地目、地域の傾斜によってさまざまな単価が設定されていましたが、これについては現時点についての変更はありません。変更されるものとしては、集落戦略の作成が交付金の要件になること、及び加算措置が見直しされる事、遡及返還の措置が大幅に見直しされるもようです。資料の4、5ページをご覧ください。4ページがこれまでの現行制度の主な概要、5ページが令和2年からの第5期対策の案と</p>

して比較できるように表が作成されています。基礎単価ですがこちらは各地域の活動、田起しや草刈り、水路の掃除等に対する交付金です。これについては今まで通り、地元でやっていただく活動というのは変わりません。次に体制整備単価ですが、面積の満額をもらうために必要な要件として、これまではA要件、B要件、C要件と我々は呼んでいます、何かしらの取り組みをすることで面積に対する交付金が8割ではなく、満額もらえることになっていました。第5期においては、このABC要件が廃止される見通しです。その代りの体制整備単価の要件ですが、これまで任意作成であった集落戦略の作成が要件として設定される見通しです。基本的に中山間支払いというのは、5カ年に渡る農地の維持管理、活用計画に基づいて行われる事業ですが、集落戦略というのは更に長期的な期間、第5期以降であれば6年、あるいは10年といった更に長い期間の活動計画に見通しを立てていくということです。これが新たに体制整備単価10割要件となる見通しです。

加算措置ですが、従来のメニューに加えてあらたなものが幾つか加わるもようです。超急傾斜地農地保全管理加算ですがこちらは従来からあった加算です。急傾斜地以上に急勾配である農用地の管理及びそこで行われる活動を対象とした加算措置です。次に指定棚田地域振興活動加算ですが、こちらは本年度、棚田地域振興法という法律が施行されていますが、これに基づいて認定棚田地域振興活動計画を各市町村で作成し、指定された棚田に対する加算措置ということで新たに加わるメニューです。ただ、地域振興法や、振興計画については現段階で国および県でも固まっていない部分が多くあって、この加算を日南町がとれるかということは現時点では未定です。こちらについては11月上旬に農政局主催の説明会がありますので、そこで新たな情報を得ることが出来たら何だかのかたちでお示しできればと思います。

続いて集落協定広域化加算です。これも従来からある制度ですが、複数の地域の合併というかたちの広域化、あるいは活動を辞める地域の農地の吸収というかたちの広域化こういった拡大に対する加算措置です。これまでであった上限50戸以上といった戸数の目安が廃止される見通しです。

続いて、集落機能強化加算です。本年度限りで実施されている試行加算措置で、全国でも取組がかなり少ないですが、現行の地域営農体制緊急支援試行加算を多少かたちを変えて従来のA要件、B要件の活動をこちらに加味した上での新しい加算措置です。集落機能強化加算措置については、外部の人材確保、世代交代や農福連携など集落機能強化のための集落内外の組織との連携体制の構築、こうした取り組みが加算の対象となります。

最後、生産性・付加価値向上加算です。こちらにも新たに第5期からの加算措置です。担い手への農地集積や共同機械の活用、ドローンやラジコンの草刈り機等の共同機械の導入による省力化の措置、また法人等の設立、こういった取り組みが新たに加算措置として追加される見通しです。

続いて6、7ページをご覧ください。今回の改正で一番大きな所になる、遡及返還の見直しということが予定されています。従来ですと中山間に於いて

	<p>は、その集落の中でどこか一つでも耕作放棄地が発生した場合、すべての面積に対して認定の1年目から遡って交付金を返還するという原則がありました。これが大きな負担となっているということで、この措置が見直しされる見通しです。見直しの方針として大きく三つの項目が挙げられています。1番ですが協定期間中に何だかの理由で耕作放棄地が発生した場合でもそれまで過去に対して、明らかに農業活動が行われていた場合については、そこまでは否定はしないということで、耕作放棄地が発生した年度の交付金からストップということで過去分の返還は原則なくなります。2番に例外適用とありますが、原則遡及返還は無いという事ですが、遡及返還が行われるケースとしては、農業以外での農地転用、民間の駐車場等、今後明らかに農業活動に使われないというような転用については、その農地分が遡及返還ということで、認定1年目から交付金の返還の対象となります。</p> <p>3番、連帯責任の廃止とありますが、これまではどこか一つでも耕作放棄地が発生した場合には全面積に対して返還の対象になっていましたが、今後は基本的にその農地だけが返還ある、なしの対象となって、全面積の返還はなくなります。</p> <p>7ページの新旧対照表に想定されるケースが主に五つ記載されていますがこちらについてはご覧ください。資料8ページですが第5期対策における大まかなスケジュールが記載されています。基本的に各集落でやっていただく農地の維持管理の活動の変更はありません。集落戦略については3年目を目安に作成して頂くという方針です。4年目には中間年評価、最終年には最終評価がなされて、結果次第では協定で定めた活動が出来ないということであれば、改善計画を作成して頂く必要があります。9ページは事務的なところですが、予算のスケジュールを記載しています。先月9月末を期限として来年度の第1次予算要望の調査がありました。先程申し上げた加算措置についても日南町に於いても取り組みがあるだろうということで大まかに枠取という事で一定の金額を要望しています。加算措置については各集落の聞き取り等をおこなった上で、実態にあわせた金額、及び内容で要求をしていきたいと思えます。10ページ以降については今年度おこなわれている試行加算措置の事例で、全国で行われているものでも数少ないですが、こういった取り組みが加算の対象になるということでご参照ください。以上、中山間地域直接支払制度、第5期対策の主な制度変更の概要の説明を致しました。</p>
	<p>議長 報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
<p>報告第2号</p>	<p>議長 報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。</p> <p>事務局 報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更が一件あります。今年の7月10日の総会で集積をかけた案件です。賃借料、反当たり6,000円から使用貸借にしたいという申し入れがありました。内容ですが、土地の所有者、日南町〇〇××番地、△△△△さん、耕作者が〇〇〇〇、機構を通じた賃貸借から使用貸借の変更です。土地の地番日南町××△△△番地、地目は田、面積が526</p>

		m ² です。宜しくお願い致します。
	議 長	報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。
	2 番	どういった理由でそうなったかを教えてください。
	事 務 局 長	こちらは育苗ハウスを建てる予定地と伺っています。面積も少ないという事で、これくらいなら無料で使って頂きたいとの地権者の意向によるものです。
報告第 3 号	議 長	報告第 3 号農業経営改善計画の認定の報告について、事務局お願いします。
	主 幹	<p>報告第 3 号農業経営改善計画の認定の報告について説明します。本日は 4 件の再認定の申請があったので報告致します。去る 9 月 3 日に役場で審査会を行って、その後資料の修正や再度の説明等を受けて、本日農業委員会の総会でご意見を伺って町としては再認定をしたいという方向で考えています。1 件目は〇〇〇〇です。法人の設立が 6 年目となり、目標とする営農類型としては水稲、そば、露地ピーマン、雨除けトマトの 4 本になります。規模拡大よりも現状の規模を維持しながら収益の増加、経営の合理化を目指すという方向での計画をされています。収益の中心となるのが作業受託という事ですので今後ふやしていきたいという事です。機械設備は当面更新の予定はなくこのまま利用していくと伺っています。計画の⑤の経営管理の合理化、⑥の農業従事の対応等の改善目標については 5 年前の目標がほぼ達成されているのでこの状況を維持していきたいという事です。収量の少なかったピーマンについては日野普及所の指導を仰ぎながら、水管理の徹底により収量の向上を図りたい。また、同様にトマトについても土壌消毒等を実施して青枯れ等の防止をしながら収量の向上を目指していきたいと伺っています。</p> <p>次に××××さんです。営農類型は水稲とそば、以前の計画ではミニトマトもあったのですが手間の割に収入が少ないことから今回からやめるということです。水稲の作付面積を拡大し、農業所得 320 万円を目標とされています。現在は自宅周辺の圃場を中心に作付けをされていますが、今後近隣の方からの作業委託等が増えるという見込みで面積を増やしていきたいと考えておられます。機械設備については、古くなった物が多くなっているので、随時更新をしていきたいという意向のようですが、資金繰りが厳しいので町の補助や融資を利用しながら取り組みたいとの相談もありました。現在、約 5 町歩程度の耕作をされていますが、一時期体調を崩されて減らしてこの面積ですが、最盛期には 7 町歩くらい作付けをされていたということで、現在体調も戻ってきており、息子さんも週末には手伝っておられるということなので、面積を元の 7 町歩くらいに戻すことを目標にしておられます。</p> <p>3 番目が△△△△です。目標とする営農類型は水稲とそば、現在水稲の収量が少なめで品質等があまり良くないという事で収量の安定確保と品質向上を図り、約 500 万円の農業所得を目指すという計画になっています。その他として現在、自己保全があるので今後は出来るだけ減らしていきたいということです。現状の反収が少ない点については、作業が十分にまわっていないという反省点もあるようですが、日野普及所の重点指導を受けている状態で、今後</p>

		<p>は適時管理や合理化により反7俵の収量を目指していると伺っています。機械設備の更新については、随時更新と考えているが、拡大規模がすくないことから補助等は厳しいと町からも指摘しています。融資についても検討してもらう必要があると伝えているが、組織内で協議していくとのこと。管理されている圃場が棚田のような所も多く、作業負担も大きいため、単純な作業拡大は難しいと伺っています。</p> <p>4番目は〇〇〇〇です。営農類型は水稻、そば、トマト、白ねぎの4つです。トマト、白ねぎについては、只今話が進んでいる基盤整備地にて作付けをしていくと伺っています。そばは出来るだけ減らして水稻の作付けをしていきたいとのこと。白ねぎの反収は法人としては初めての取り組みになることから目標は平均より低めに設定されていて、普及所の指導を仰ぎ、地域の就農者と協力しながら取り組んでいきたいということです。水稻については今後育苗も法人で取り組むことで経費削減につなげたいと伺っています。作業受託の面積はこれから集積が進む予定なので減っていく見込みであることを確認しています。今後の課題としては、法人のメンバーの中にはサラリーマンのかたも多いので専従の方を置いて法人としての安定を図りたいと伺っています。以上4件について町としては再認定をする方向で考えています。ご意見を頂きながら今後の計画に活かしていき、より良い内容で認定できればと思っておりますので宜しくお願い致します。</p>
	議 長	<p>報告第3号についてご質問はありませんか。無いようですので以上で報告事項を終わります。</p>
議案第1号	議 長	<p>議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局をお願いします。</p>
	事 務 局 長	<p>議案第1号 非農地証明の申請がありましたので、審議をお願いします。全部で4筆あります。この土地は同一地内にありますので一括して説明します。1番ですが土地の所在は××△△△△、登記地目は畑、現況は原野、面積は211㎡、所有者は〇〇××××の△△△△さんです。なお、理由は後の3件も同じですので後で説明します。2番です。土地の所在〇〇××××、登記地目は原野、台帳地目は畑ですが現況は原野です。面積は42㎡、所有者は〇〇××××の△△△△さんです。3番目ですが、土地の所在同じく△△〇〇〇〇、登記地目畑、現況は原野、面積は277㎡、もう一筆が同じく××△△△△、登記地目畑、現況原野、面積42㎡、合わせて319㎡です。所有者は日南町〇〇××××の△△△△さんです。4番です。土地の所在地××△△△△、登記地目畑、現況原野、面積178㎡、所有者日南町〇〇××××の△△△△さんです。これら4つの土地ですが町道から上がる道が、一人通るのがやっとというような細い道で、管理機も持って上がれないような耕作不便な土地なので、長年にわたり耕作をしていないという事で申請がありました。それぞれの現況の写真もつけておりますのでご覧ください。宜しくお願い致します。</p>
	議 長	<p>議案第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。</p>

		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	事 務 局 長	議案第 2 号 農地法第 3 条による売買の案件です。土地の所在日南町〇〇××××、登記簿、現況とも畑です。面積 542 ㎡、譲渡し人である土地の所有者は日南町△△〇〇〇〇の××××さん、譲受人が日南町△△〇〇〇〇の××××さんです。売買価格は 2 万円です。こちらの土地ですが中間図も付けておりますが、圃場整備の予定地で、平成 30 年 10 月に機構に集積して、△△△△に配分している土地です。圃場整備地ですが、この土地だけが〇〇〇〇の構成員で無い方の土地という事で、この度圃場整備にあたって構成員に譲るという事で申請が出たものです。字切図をご覧ください。〇〇さんの土地が 600 番地、586 番地 1 とあって、申請地の 601 番地に接していることが分かります。この土地を取得することによって圃場整備も大きな区画にしていくことが出来るという事です。以上宜しくお願い致します。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。
議案第 3 号	議 長	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	事 務 局 長	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画について町長から諮問がありましたので審議をお願いするものです。利用集積計画総括表の方はご覧ください。それでは個々に説明します。申請番号 1 番です。土地の所在××△△△△、地目田、面積 1,604 ㎡、利用権を設定する者が日南町〇〇××××、△△△△さん、設定を受けるものが日南町〇〇××××の△△△△さん、賃借料が全体で 8,000 円、利用目的ですが、採草地として利用されるとの事です。契約期間は令和元年 10 月 10 日から令和 3 年 12 月 31 日の 2 年 2 ヶ月です。申請番号 2 番です。3 筆あります。土地の所在地日南町〇〇××××、地目農地介在原野、面積 190 ㎡、2 筆目ですが、同じく△△〇〇〇〇、地目田、面積 2,177 ㎡、3 筆目、同じく××△△△△、地目田、面積 2395 ㎡、合計面積が 4,763 ㎡です。利用権を設定する者日南町〇〇××××の〇〇〇〇さん、設定を受ける者が日南町××△△△△の〇〇〇〇さんです。賃借料は水張反当 8,000 円です。契約期間ですが令和元年 10 月 10 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年 5 ヶ月です。次ページには農業経営の状況の表を付けておりますのでご覧ください。以上です。宜しくお願いします。
	議 長	議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 3 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議の無いことを確認して、議案第 2 号は承認された。
協議事項 1	議 長	協議事項 1 号 移動農地銀行の開催について事務局お願いします。
	主 幹	協議事項 1 移動農地銀行の開催についてです。前回の農業委員会の際に日

		<p>程調整を頂きました移動農地銀行について、各地域の日程が定まりましたのでページ下半分の所に載せています。ご確認ください。阿毘縁地域については当初 26 日の午後ということでしたが、日野郡の農業委員の研修会があることもあり 21 日の午後に変更になりました。内容については総会の後に広報委員会を開催して決定したいと思っておりますが、今月に広報にちなんと一緒に配布する、いなほの中に記載して皆さんにお知らせしたいと思っております。</p>
	議 長	<p>全員異議ないことを確認した。</p>
協議事項 2	議 長	<p>協議事項 2 農用地利用意向調査の実施について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>協議事項 2 農用地利用意向調査の実施についてです。本日みなさまの机の上に地域ごとの今年 A 判定があった方の表と地図を配っておりますのでご覧ください。調査対象としては今年度の農地パトロールの調査の中で新たに A 判定黄色になった地域を対象としています。お手元の資料は地域ごとの集計表と位置のわかる図面を付けています。これらの資料を基に調査方法としては農業委員、農地最適化委員さんで所有者の方に聞き取りをして頂いて、その結果を集計表へ記入して頂いて事務局にお知らせ頂けたらと思っております。聞き取りが難しい場合は事務局の方で郵送等の対応を取りたいと思っておりますのでお知らせください。地域の調査が終わりましたら資料はすべて事務局へ提出をお願いします。期限は 12 月の総会の予定日が 10 日と聞いていますのでその時に、調査が未了であったとしても提出をお願いします。本日、付属資料ということで、農地パトロールの集計値についてといった資料も付けています。先月の総会の際に基盤整備が終わった所の面積を出してほしいという要望があったので A 判定 B 判定それぞれの数値と共にそのうち基盤整備済みの面積がどれくらいかという事を表にしたものですので併せてご覧ください。</p>
	議 長	<p>全員異議ないことを確認した。</p>
協議事項 3	議 長	<p>協議事項 3 号 視察研修（県内研修）について事務局お願いします。</p>
	事 務 局 長	<p>協議事項 3 号です。資料は日南町農業委員会としての視察研修について決定事項を書いています。前回、研修委員さんにいろいろ検討して頂きまして琴浦町農業委員会が良いのではという事で申込みをしました。11 月 11 日に実施したいと思っております。本日総会が終わった後、研修委員会を開催して午後からの視察先を検討したいと思っております。お願いします。</p>
	議 長	<p>全員異議ないことを確認した。</p>
	議 長	<p>協議事項には挙がっていないが、議長から 10 年後の農業を考える会を立ち上げたいと提案があった。発起人は浅田委員、岩田委員、梅林会長であり、参加者を募った結果、糸田川最適化推進委員、福田最適化推進委員、足立最適化推進委員、田邊最適化推進委員が決定した。</p>
その他	事 務 局 長	<p>H30 年度農地法第 3 条売買価格実例について説明した。 次回総会は、令和元年 11 月 8 日（金）午前 9 時 00 時から開会予定です。</p>
閉会		

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和元年10月10日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員